

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きる日は、翌日)
(當日起きる日は、翌日)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

一 生産方式改善資金の拡充 (別表第一関係)

畑作技術合理化資金に次の資金を加えることとした。

目 次

◇規則 告示 新たに生じた土地の確認 (市町村振興課)

町の区域の新設 (〃)

鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更 (水産課)

公共測量の実施 (管理課)

県道の区域の変更 (道路課)

県道の供用の開始 (〃)

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

資金管理団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

◇公安規則 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する

規則 (地域課)

一般競争入札の実施 (管理課)

種類	標準事業費	償還期間	据置期間
畠地における作物のは種又は植付けから収穫まで (茶園)	施設、機械又は資材の購入又は設置に要する資金	作付面積十アールにつき九万八千円	七年以内 (施設に係るものにあっては、馬鈴しょに係るものにあっては、茶園の整枝から収穫までの一連の作業の省力化を行う生産方式を導入するのに必要な資金)
大豆に係るもの	甘しそに係るもの	作付面積十アールにつき十万八千円	七年以内 (施設に係るものにあっては、馬鈴しょに係るものにあっては、茶園の整枝から収穫までの一連の作業の省力化を行う生産方式を導入するのに必要な資金)
茶に係るもの		作付面積十アールにつき十万三千円	七年以内 (施設に係るものにあっては、馬鈴しょに係るものにあっては、茶園の整枝から収穫までの一連の作業の省力化を行う生産方式を導入するのに必要な資金)
栽培面積十アールにつき十二万千円		七年以内 (施設に係るものにあっては、馬鈴しょに係るものにあっては、茶園の整枝から収穫までの一連の作業の省力化を行う生産方式を導入するのに必要な資金)	七年以内 (施設に係るものにあっては、馬鈴しょに係るものにあっては、茶園の整枝から収穫までの一連の作業の省力化を行う生産方式を導入するのに必要な資金)
内) 七年以内 (施設に係るものにあっては、馬鈴しょに係るものにあっては、茶園の整枝から収穫までの一連の作業の省力化を行う生産方式を導入するのに必要な資金)	内) 七年以内 (施設に係るものにあっては、馬鈴しょに係るものにあっては、茶園の整枝から収穫までの一連の作業の省力化を行う生産方式を導入するのに必要な資金)	内) 七年以内 (施設に係るものにあっては、馬鈴しょに係るものにあっては、茶園の整枝から収穫までの一連の作業の省力化を行う生産方式を導入するのに必要な資金)	内) 七年以内 (施設に係るものにあっては、馬鈴しょに係るものにあっては、茶園の整枝から収穫までの一連の作業の省力化を行う生産方式を導入するのに必要な資金)
内) 十年以内 (施設に係るものにあっては、馬鈴しょに係るものにあっては、茶園の整枝から収穫までの一連の作業の省力化を行う生産方式を導入するのに必要な資金)	内) 十年以内 (施設に係るものにあっては、馬鈴しょに係るものにあっては、茶園の整枝から収穫までの一連の作業の省力化を行う生産方式を導入するのに必要な資金)	内) 十年以内 (施設に係るものにあっては、馬鈴しょに係るものにあっては、茶園の整枝から収穫までの一連の作業の省力化を行う生産方式を導入するのに必要な資金)	内) 十年以内 (施設に係るものにあっては、馬鈴しょに係るものにあっては、茶園の整枝から収穫までの一連の作業の省力化を行う生産方式を導入するのに必要な資金)
内) 三十年以内 (施設に係るものにあっては、馬鈴しょに係るものにあっては、茶園の整枝から収穫までの一連の作業の省力化を行う生産方式を導入するのに必要な資金)	内) 三十年以内 (施設に係るものにあっては、馬鈴しょに係るものにあっては、茶園の整枝から収穫までの一連の作業の省力化を行う生産方式を導入するのに必要な資金)	内) 三十年以内 (施設に係るものにあっては、馬鈴しょに係るものにあっては、茶園の整枝から収穫までの一連の作業の省力化を行う生産方式を導入するのに必要な資金)	内) 三十年以内 (施設に係るものにあっては、馬鈴しょに係るものにあっては、茶園の整枝から収穫までの一連の作業の省力化を行う生産方式を導入するのに必要な資金)

排水改良、土壤改良その他作付条件の整備を行うのに必要な資金	栽培面積十アールにつき五万九千円	畠地の面積十アールにつき五万九千円	七年以内
茶の改植を行うのに必要な資金	栽培面積十アールにつき十四万七千円	十年以内	三年以内
	栽培面積十アールにつき二十三万八千円	十年以内	三年以内
			一年以内

茶の新植を行うのに必要な資金	栽培面積十アールにつき十四万七千円	十年以内
	栽培面積十アールにつき二十三万八千円	十年以内

茶の改植を行うのに必要な資金	栽培面積十アールにつき十四万七千円	十年以内
	栽培面積十アールにつき二十三万八千円	十年以内

二 特定地域新部門導入資金の拡充（別表第二関係）

新部門経営開始資金に係る貸付金の限度額を千八百万円（現行 千三百万円）

三 青年農業者等育成確保資金の拡充（別表第五関係）

経営開始資金のうち青年農業者に対する貸付金の限度額を一千三百万円（現行

千八百万円）に、認定就農者に対する貸付金の限度額を二千八百万円（現行

二千三百万円）に、青年農業者が組織する団体に対する貸付金の限度額を六千九

百万円（現行 五千四百万円）に改めるとともに、貸付対象を次のとおり拡大することとした。

貸付対象		貸付金の限度額	償還期間	据置期間
青年農業者以外の者	認定就農者	千三百万円	十年以内	三年以内
	青年農業者以外の者が組織する団体	千八百万円	十二年以内	五年以内
		三千九百万円	内	
		十年以内	三年以内	

別表第一第七号中「又は畠地」を「畠地」に、「含む。」するのに「含む。」し、畠地における作物のは種若しくは植付けから収穫まで（茶にあつては、整枝から収穫まで）の一連の作業の省力化を行う生産方式を導入し、又は茶の新植若しくは改植を行ふに改め、同号に次のように加える。

- 四 その他
所要の規定の整備を行うこととした。
五 施行期日
この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年十二月二十二日

鳥取県規則第四十六号

鳥取県知事 西 尾 邑 次

規 則

<p>二 畑地における作物のは種又は植付けから収穫までの一連の作業の省力化を行う生産方式を導入するのに必要な資金</p>										
<p>(1) 施設、機械又は資材の購入又は設置に要する資金</p>								<p>(1) 馬鈴しょに係るものにつき九万八千円 作付面積十アール 七年以内 (施設に係るものにあっては十年以内 (施設に係るものにあっては三年以内 一年以内</p>		
<p>(2) 甘じょに係るものにつき十万八千円 作付面積十アール 七年以内 (施設に係るものにあっては十年以内 (施設に係るものにあっては三年以内 一年以内</p>								<p>(2) 大豆に係るものにつき十万三千円 作付面積十アール 七年以内 (施設に係るものにあっては十年以内 (施設に係るものにあっては三年以内 一年以内</p>		
<p>(3) 茶に係るものにつき十二万五千円 栽培面積十アール 七年以内 (施設に係るものにあっては十年以内 (施設に係るものにあっては三年以内 一年以内</p>								<p>(3) 大豆に係るものにつき十万八千円 作付面積十アール 七年以内 (施設に係るものにあっては十年以内 (施設に係るものにあっては三年以内 一年以内</p>		
<p>(4) 茶に係るものにつき十二万五千円 栽培面積十アール 七年以内 (施設に係るものにあっては十年以内 (施設に係るものにあっては三年以内 一年以内</p>								<p>(4) 茶に係るものにつき十二万五千円 栽培面積十アール 七年以内 (施設に係るものにあっては十年以内 (施設に係るものにあっては三年以内 一年以内</p>		
<p>ヘ 茶の改植を行うのに必要な資金</p>										
栽培面積十アール につき二十二万八千円 千円	十年以内	七年以内	内)	内)	内)	内)	内)	内)	内)	内)
栽培面積十アール につき十四万七千円 円	三十年以内	一年以内	内)	内)	内)	内)	内)	内)	内)	内)

別表第一「第1」号中「十三三百万円」を「千八百万円」に改める。

別表第五第一号中「青年が」を「者が」に改め、同表第一号を次のように改める。

一 経営開始資金		イ 青年農業者		(I) 認定就農者以外の者		(II) 認定就農者		(III) 青年農業者が組織する団体		(IV) 認定就農者以外の者	
基準に基づき、農業経営を自ら行う場合に、当該経営を開始するのに必要な資金	口 青年農業者 以外の者	口 青年農業者 以外の者	口 認定就農者	二千三百	十年以内	二千八百	十二年以	六千九百	五年以内	三千九百	十年以内
内)	内)	内)	内)	内)	内)	内)	内)	内)	内)	内)	内)
内)	内)	内)	内)	内)	内)	内)	内)	内)	内)	内)	内)

様式第一号中「般」を「様」に改め、

取扱農協コードコード	年齢	年齢	性別
	満歳	満歳	1. 男
			2. 女

」、「借受者住所」、「住所コード」、「番地」を削る。

取扱農協コードコード	年齢	年齢	性別
	満歳	満歳	1. 男
			2. 女

」の規則は、公布の日から施行する。

附 則

ヘ 茶の改植を行うのに必要な資金

鳥取県告示第八百七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、境港市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置（平成十年六月十九日現在の地番による。）

新たに生じた土地

の面積
一一、〇〇〇・〇
○平方メートル

昭和町九九の地先

鳥取県告示第八百八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町の区域を新設する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

いの町の区域の新設は、平成十年十二月二十一日からその効力を生ずる。

平成十年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

告示

新たに画する町の名称	同上の区域（平成十年六月十九日現在の地番による。）
------------	---------------------------

潮見町

昭和町九九の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第八百九号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定に基づき、同法第三条第二項第六号に掲げる数量に関し実施すべき施策に関する鳥取県の計画を変更したので、同法第四条第十項において準用する同条第五項の規定により次のとおり告示する。

平成十年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成9年12月鳥取県告示第816号）の全部を改正する。

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の平成8年の海面漁業生産量（属人）は、159,000トンで全国第11位の漁獲実績を示しており、海面漁業生産額についても、202億円と本県において水産業は重要な産業として位置付けられている。

また、本県西部に位置する境港は日本海側最大の漁業基地であるとともに、水産物流通加工の一大拠点となっている。

このように、水産業は本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、

合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の沿岸流は、概略的には単調な沿岸線と平行して対馬暖流沿岸流の東流が卓越している。一方、隱岐海峡を通る流れと隱岐島をう回して同島東側を南下する流れが合流し、また、海底地形に起因する山陰若狭沖冷水の消長が見られ、これと相まって複雑な流況を呈することから、回遊魚の移送、接岸が促され、本県沖合水域は我が国有数の漁場を形成している。

しかしながら、従来から本県漁獲量の80パーセント以上を占めてきたまいわし資源は近年急激に減少しつつあり、また、その他の漁業経営上重要な海洋生物資源についても低水準、減少傾向にあるものが多くなってきている。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るために、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講じることとする。

4 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等、実効力のある措置を講じるため、他県入漁船を含めて特定海洋生物資源の採捕実績的確な把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るために、県水産試験場を中心とし、国又は関係道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

6 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進する

よう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

8 本県における漁獲可能量制度においては他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うように努めることとする。

二 特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

【まあじ】

平成10年：若干

平成11年：若干

平成10年：若干

平成11年：若干

【まいわし】

平成10年：若干

平成11年：若干

平成10年：若干

平成11年：若干

平成10年：若干

平成11年：若干

平成10年：若干

平成11年：若干

平成10年：若干

平成11年：若干

三 特定海洋生物資源知事管理量に関する事項

【まあじ】

中型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることができないよう、許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。小型定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることができないよう、原則として現状の規模を維持することとし、この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【まいわし】

中型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることができないよう、許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業するこ

とし、この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

5トン未満の動力船により釣りによつてするめいかを獲ることを目的とする漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲の動向等の推移について注意を払うものとする。

四 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

鳥取県告示第八百十号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により告示する。

平成十年十一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 団 次

路線名	区間	変更前後別	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
名和岸本線	西伯郡岸本町丸山字背戸原一八〇〇—一六地先から同字一八〇〇—一六地先まで	変更前	八・〇一 一一一・五	一一〇一・五	
		変更後	八・〇一 一五・〇	一一〇一・五	

鳥取県告示第八百十一号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成十年十二月二十二日から一週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十年十一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 団 次

鳥取県告示第八百十一号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する

その関係図面は、平成十年十二月二十二日から一週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十年十一月二十一日

路線名	区間	供用開始の期日
名和岸本線	西伯郡岸本町丸山字背戸原一八〇〇—六地先から同字一八〇〇—二六地先まで	平成十年十二月二十二日
岸本江府線	西伯郡岸本町丸山字上ノ原一八〇三—二三一地先から同町小林字離レ林五三三六—三地先まで	タ

鳥取県知事 西尾邑次

選挙管理委員会告示

政治団体の名称		代表者の氏名		会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	
上村忠史後援会	やぶうち秀男後援会	高見則夫後援会	自由連合鳥取県支部	木下忠澄後援会	荻原豊太郎	山根昭明	八頭郡河原町大字長瀬七四一九
吉尾増太郎	四井繁夫	広岡寿孝	沖野 寛	沖野 寛	鳥取市本町一丁目	一〇三	平成十年六月二十日
加納陽一	本山義明	漆原徳一	鳥取市蔵田二四五	鳥取市蔵田二四五	平成十年六月二十日	平成十年六月二十日	届出年月日
西伯郡名和町大字西坪四八二	岩美郡石美町大字高山七九三	岩美郡石美町大字高山七九三	タ	タ	タ	タ	その他の政治団体備考
平成十年四日	平成十年七月十日	平成十年九日	平成十年六月二十日	平成十年六月二十日	平成十年六月二十日	平成十年六月二十日	

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の一第一項の規定により告示する。

松永忠君後援会	新世紀21「故郷」後援会	会	前田まさお後援	後援会	西田正人後援会	中村昌哲後援会	中田利幸政策研究会	遠藤一義後援会
米田和昌	岡本時彦	岡崎 劍	増田修治	西田 清	中山義秋	高橋照明	中田利幸	佐伯敏夫
松永枝里子	齊江泰男	油本 了	清水旨伸	西田 清	中山義秋	高橋照明	中田由紀子	杉川範慶
佐陀	西伯郡淀江町大字	倉吉市福山一三五	東伯郡大栄町大字六尾四〇九	米子市両三柳八一	八頭郡河原町大字曳田一〇一一	米子市八幡一八九	米子市勝田町八四	東伯郡大栄町大字由良宿一八五六
日 平成十年 十二月十	日 平成十年 十二月九	日 平成十年 十一月二	日 平成十年 十一月二	日 平成十年 十一月二	日 平成十年 十一月十	日 平成十年 十一月十	日 平成十年 十月二十	日 平成十年 十月二十
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第七十三号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成十年十二月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

自由民主党名和 町支部	自由民主党鳥取 県参議院選挙区 第二支部	政治団体の名称	異動事項
会計責任者の 氏名	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名	新
加納陽二	鳥取市西町二 丁目一〇九津 田ビル一階	中尾久雄	旧
上村忠史	鳥取市西町二 丁目一〇一	宮本義雄	届出
三日 平成十年 七月二十	〃	〃	政黨の 支部
〃	〃	〃	備考

公明党鳥取県本部	公明党倉吉総支部	公明党鳥取総支部	公明党米子総支部	自由民主党鳥取県ときわ会支部	自由民主党鳥取県理容文部	岡野まさはる後援会	鳥取県林業政治連盟	住田圭成後援会
政治団体の名稱								
公明党鳥取県本部	公明党倉吉総支部	公明党鳥取総支部	公明党米子総支部	主たる事務所の所在地	主たる事務所	六一西日本キヨスク株式会社米子支店	米子市万能町内	日野郡溝口町
主たる事務所の所在地	主たる事務所	会計責任者	代表者の氏名	鳥取市職人町二九	鳥取市南吉方一丁目七一	米子市道笑町二三丁目二〇四	米子市万能町内	日野郡溝口町
公明党鳥取県本部	公明党倉吉総支部	公明党鳥取総支部	公明党米子総支部	平成十年十一月二十四日	平成十年十一月二十七日	平成十年六月一日	平成十年七月二十日	平成十年八月四日
公明党鳥取県本部	公明党倉吉総支部	公明党鳥取総支部	公明党米子総支部	平成十年十一月二十四日	平成十年十一月二十七日	平成十年六月一日	平成十年七月二十日	平成十年八月四日
公明党鳥取県本部	公明党倉吉総支部	公明党鳥取総支部	公明党米子総支部	その他の政治団体	その他の政治団体	その他の政治団体	その他の政治団体	その他の政治団体

平田賢後援会	井上正直後援会	山本みきお後援会	松田一三後援会	野坂康夫後援会	松井義夫後援会	秦伊知郎後援会	やまべ紘一郎後援会	ふじなわ喜和後援会
〃	代表者の氏名	称 政治団体の名	〃	〃	〃	〃	〃	〃
平田 賢	杉本益信	援助会	田中孝福	井上賢明	奥高 明	松井 始	秦 敦敏	鳥取市湖山町 西伯郡西伯町 大字阿賀三七 〇一一九
平田美貴夫	信原武敏	やまもとみき お後援会	中村昌哲	舞立嘉之	平成十年 十月十六日	平成十年 十月五日	平成十年 九月二十日	鳥取市湖山町 西伯郡西伯町 大字阿賀三六
日 平成十年 十一月五 日	平成十年 十一月四 日	平成十年 十月二十 日	平成十年 八日	平成十年 十月二十 日	平成十年 十月十六日	平成十年 十月五日	平成十年 九月二十日	平成十年 九月十七日
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	平成十年 九月十一日

武田一郎後援会	主たる事務所の所在地	福井幹人	鳥取市浜坂三丁目一三一二
森田たかとも後援会	代表者の氏名	松本 久	村上光雄
林鴻三後援会	代表者の氏名	丁目六一一	丁目二三二〇
税理士による平林鴻三後援会	代表者の氏名	鳥取市富安一	鳥取市片原四
野田修後援会	会計責任者の氏名	中尾直昭	安藤 豊
鳥取県理容政治連盟	会計責任者の氏名	二九	一丁目七一
松永忠君後援会	会計責任者の氏名	鳥取市職人町	鳥取市南吉方
漆原康夫	松永枝里子	定久幸和	平成十年 十一月二日
平成十年 十二月九 日	平成十年 十二月十 日	平成十年 十一月二 日	平成十年 十一月十 日
平成十年 十二月二十二日	平成十年 十二月二十二日	平成十年 十一月十 日	平成十年 十一月十 日

鳥取県選挙管理委員会告示第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十二条第一項の規定に基づき、
政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、
その要旨を次のとおり公表する。

平成10年12月22日 火曜日

鳥取県公報

◎その他の政治団体			小計	6,130,000円	合計	5,691,480円
期間 平成9年1月1日～同年12月31日	政治活動費	1,302,700円	寄附合計	6,130,000円	(うち本部又は支部に對して供与した支 付金に係る支出)	0円)
政治団体の名称 おくだ保明後援会	組織活動費	732,500円	その他の収入			
報告年月日 平成10年11月9日	調査研究費		10万円未満の収入	475円		
1 収入・支出の総額	小計	2,035,200円	合計	5,387,770円	[寄附の内訳]	
(1) 収入総額	合計	5,387,770円	個人からの寄附	6,130,475円	資金管理団体の名称 花本政経懇話会	
ア 前年繰越額	0円	(うち本部又は支部に對して供与した支 付金に係る支出)	0円)		資金管理団体の名称 花本美雄	
イ 本年収入額	5,500,000円	(寄附者の名称) (金額) (住所)	黒田益弘	500,000円 東京都多摩市	届出をした者の氏名	
(2) 支出総額	5,387,770円	政治団体の名称 新時代政経研究会	奥田保明	4,500,000円 鳥取市	資金管理団体の鳥取県議会議員	
2 収入・支出の内訳		届出をした者の氏名	奥田益弘	500,000円 東京都多摩市	届出に係る公職の種類	
(1) 収入の内訳		資金管理団体の鳥取県議会議員	奥田保明	4,500,000円 鳥取市	届出に係る公職の種類	
寄附 (政党匿名寄附を除く)		届出に係る公職の種類	奥田益弘	500,000円 東京都多摩市	届出をした者の氏名	
(内訳別掲)		報告年月日 平成10年11月9日	奥田保明	4,500,000円 鳥取市	資金管理団体の鳥取県議会議員	
政治団体からの寄附	5,500,000円	報告年月日 平成10年11月9日	奥田保明	4,500,000円 鳥取市	届出に係る公職の種類	
合計	5,500,000円	報告年月日 平成10年11月9日	奥田保明	4,500,000円 鳥取市	届出をした者の氏名	
[寄附の内訳]		報告年月日 平成10年11月9日	奥田保明	4,500,000円 鳥取市	資金管理団体の鳥取県議会議員	
政治団体からの寄附		報告年月日 平成10年11月9日	奥田保明	4,500,000円 鳥取市	届出に係る公職の種類	
(寄附者の名称) (金額) (事務所の 所在地)		報告年月日 平成10年11月9日	奥田保明	4,500,000円 鳥取市	届出をした者の氏名	
合計	5,500,000円	報告年月日 平成10年11月9日	奥田保明	4,500,000円 鳥取市	資金管理団体の鳥取県議会議員	
(寄附の内訳)		報告年月日 平成10年11月9日	奥田保明	4,500,000円 鳥取市	届出に係る公職の種類	
政治団体からの寄附		報告年月日 平成10年11月9日	奥田保明	4,500,000円 鳥取市	届出をした者の氏名	
(寄附者の名称) (金額) (事務所の 所在地)		報告年月日 平成10年11月9日	奥田保明	4,500,000円 鳥取市	資金管理団体の鳥取県議会議員	
新時代政経研究会 5,500,000円 鳥取市	1 収入・支出の総額	(株)ソーゴー東京 500,000円 東京都港区	奥田保明	4,500,000円 鳥取市	届出に係る公職の種類	
(2) 支出の内訳		その他 380,000円	奥田保明	4,500,000円 鳥取市	届出をした者の氏名	
経常経費		(1) 収入の内訳	奥田保明	4,500,000円 鳥取市	資金管理団体の鳥取県議会議員	
人件費 1,347,000円	ア 前年繰越額 574,664円	(2) 支出の内訳	奥田保明	4,500,000円 鳥取市	届出に係る公職の種類	
光熱水費 81,370円	イ 本年収入額 6,130,475円	(1) 収入の内訳	奥田保明	4,500,000円 鳥取市	届出をした者の氏名	
備品・消耗品費 285,000円	（2） 支出総額 5,691,480円	(2) 支出の内訳	奥田保明	4,500,000円 鳥取市	資金管理団体の鳥取県議会議員	
事務所費 1,639,200円	2 収入・支出の内訳	(内訳別掲)	奥田保明	4,500,000円 鳥取市	届出に係る公職の種類	
小計 3,352,570円	(1) 収入の内訳	法人その他の団体からの寄附	奥田保明	4,500,000円 鳥取市	届出をした者の氏名	
	寄附 (政党匿名寄附を除く)	法人その他の団体からの寄附	奥田保明	4,500,000円 鳥取市	資金管理団体の鳥取県議会議員	
	(内訳別掲)	法人その他の団体からの寄附	奥田保明	4,500,000円 鳥取市	届出に係る公職の種類	
	機関紙誌の発行 5,460,000円	法人その他の団体からの寄附	奥田保明	4,500,000円 鳥取市	届出をした者の氏名	
	その他の事業費 191,480円	機関紙誌の発行 5,460,000円	奥田保明	4,500,000円 鳥取市	資金管理団体の鳥取県議会議員	
	機関紙誌の発行事業費 191,480円	機関紙誌の発行事業による収入 40,072,000円	奥田保明	4,500,000円 鳥取市	届出に係る公職の種類	
	寄附・交付金 5,500,000円	パーティによる収入 40,072,000円	奥田保明	4,500,000円 鳥取市	届出をした者の氏名	
	小計 5,691,480円	その他の収入 10万円未満の収入 475円	奥田保明	4,500,000円 鳥取市	資金管理団体の鳥取県議会議員	
		合計 1,194円	奥田保明	4,500,000円 鳥取市	届出に係る公職の種類	

合 計	46,013,194円	磐町	(対価の支払をした者の数) (特定パートナーの開催場所)	965人	馬野建設(株)	400,000円東伯郡赤 磐町
〔寄附の内訳〕			法人その他の団体からの寄附		東伯郡東伯町大字勁カウベルホール	
(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)		(有)石賀工務店 伯町	80,000円東伯郡東 磐川町	[政治資金パートナーの対価に 係る収入の内訳]	(株)松本鉄工所 400,000円東伯郡大 榮町	
(株)パックス、モリ	150,000円京都府京 都市南区	三和商事(株) 加藤商事(株)倉吉営業所 100,000円	鳥取市 倉吉市	21世紀の郷土を創るセミナー 個人からの対価の支払	(2) 支出の内訳 経常経費	570,000円
森紙業(株)	150,000円京都府京 都市南区	(株)鴻池組 大協組	60,000円 鳥取市 米子市	(対価の支払を した者の氏名) (金額) (住所)	人件費 光熱水費 備品・消耗品費	325,500円 310,325円
森紙販売(株)	150,000円京都府京 都市南区	(株)中村産業 (株)安藤商事 (有)原井工務店 伯町	60,000円 鳥取市 米子市	野間田節雄 640,000円東伯郡赤 磐町	事務所費 小計	390,905円 1,596,730円
(有)岡崎組	80,000円東伯郡東 伯町	井木久博 400,000円東伯郡赤 磐町	60,000円東伯郡東 伯町	法人、その他の団体からの対価の支払 (対価の支払を した者の名称) (金額) (住所)	機関紙誌の発行 組織活動費	3,399,734円
(有)高野組	120,000円東伯郡 赤崎町	(有)米原建設 伯町	80,000円東伯郡東 伯町	オグラ建設(株) 260,000円東伯郡北 条町	その他の事業費 政治資金パートナー開催事業費	5,311,540円 5,099,305円
(株)馬野建設	100,000円東伯郡 赤崎町	ワイヤー建設工業(株) 中電工(株)東伯営業所 80,000円東伯郡東 伯町	80,000円東伯郡東 伯町	(株)三協商会倉吉営業所 300,000円 倉吉市	寄附・交付金 小計 合計	8,000,000円 16,711,274円 18,308,004円
赤崎生コン(株)	100,000円東伯郡赤 磐町	80,000円東伯郡東 伯町	100,000円東伯郡赤 磐町	鳥果包装資材(株) 300,000円東伯郡東 伯町	(うち本部又は支部に対して供与した 交付金に係る支出	0円)
ユーフュードシステム	100,000円大阪府八 尾市	その他 小計	3,200,000円 5,460,000円	赤崎生コン(株) 220,000円東伯郡 赤崎町		
鳥果包装資材(株)	150,000円東伯郡東 伯町	[特定パートナーの概要] (特定パートナー名称)		(株)河金組 300,000円 倉吉市	政治団体の名称 花本美雄後援会	
(株)関金生コン	60,000円 倉吉市	21世紀の郷土を創るセミナー		(有)高野組 360,000円東伯郡赤 磐町	報告年月日 平成10年12月7日	
(有)前畠鉄工所	60,000円東伯郡赤	(対価に係る収入の金額)	38,980,000円	(株)重道組 400,000円 倉吉市	1 収入・支出の総額	

鳥取県公報

平成10年12月22日 火曜日

(1) 収入総額	15,413,020円	小計	430,000円	政治の支給の結果由起本部の報告書の一部に「収入総額 48,548,088円」又「収入総額 48,508,088円」と「イ 本年収入額 15,412,625円」又「イ 本年収入額 395円」が記載されています。	
ア 前年繰越額	15,412,625円	政治活動費			
イ 本年収入額	395円	組織活動費	2,086,022円	(2) 支出総額	
	2,516,022円	合計	2,516,022円	(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)	
2 収入・支出の内訳					
(1) 収入の内訳		その他の収入			
10万円未満の収入	395円	政治団体の名称 福井康夫後援会		「個人の負担する党費又は会費	
合計	395円	報告年月日 平成10年11月10日		(4,641) 3,907,000円	
(2) 支出の内訳					
経常経費		収入・支出の総額		又 「自由	
人件費	180,000円	1 収入総額	1,640円	寄附 (政党匿名寄附を除く)	
光熱水費	81,955円	(1) 前年繰越額	1,640円		
備品・消耗品費	31,045円	(2) 本年収入額	0円		
事務所費	137,000円	2 支出総額	0円		
		3 7,000円		(内訳別掲)	
		政治団体からの寄附	19,100,000円		
			「自由民主党本部 15,0		
			民主党本部 15,000,000円」を 自由民主党鳥取県支部連合会 1,5		
			小計 16,5		
		0 0, 0 0 0円			
		9 0, 0 0 0円			
		9 0, 0 0 0円	「合計 48,532,916円」又「合計 48,492,90,000円」		
鳥取県選挙管理委員会別冊第七十五号					
政治資金規正法 (昭和三十二年法律第百九十四号) 第十一條第一項の規定によれば、政治団体の収支に関する報告書は(以下「自由民主党鳥取県第一選挙区支部から訂正の報告書」といふ)、同法第十一條第一項の規定に基いて、平成九年十月鳥取県選挙管理委員会別冊第四十七号 (政治団体の収支に関する報告書の要領)によると、改訂する。改訂する。					
平成十年十一月二十一日					
鳥取県選挙管理委員会別冊第七十六号					
政治資金規正法 (昭和三十二年法律第百九十四号) 第十七条第一項の規定に基いて、「小計 24,637,000円」又「小計 19,100,000円」又「小計 916円」が記載されています。					
次の一級の政治団体から解散の届出があったので、同条第二項の規定による別冊第七十九号。					
平成十年十一月二十一日					
鳥取県選挙管理委員会別冊第七十七号					
政治資金規正法 (昭和三十二年法律第百九十四号) 第十七条第一項の規定に基いて、「小計 24,637,000円」又「小計 19,100,000円」又「小計 916円」が記載されています。					
次の一級の政治団体から解散の届出があったので、同条第二項の規定による別冊第七十九号。					
平成十年十一月二十一日					
鳥取県選挙管理委員会別冊第七十八号					
政治資金規正法 (昭和三十二年法律第百九十四号) 第十七条第一項の規定に基いて、「小計 24,637,000円」又「小計 19,100,000円」又「小計 916円」が記載されています。					
次の一級の政治団体から解散の届出があったので、同条第二項の規定による別冊第七十九号。					
平成十年十一月二十一日					
鳥取県選挙管理委員会別冊第七十九号					
政治資金規正法 (昭和三十二年法律第百九十四号) 第十七条第一項の規定に基いて、「小計 24,637,000円」又「小計 19,100,000円」又「小計 916円」が記載されています。					
次の一級の政治団体から解散の届出があったので、同条第二項の規定による別冊第七十九号。					
平成十年十一月二十一日					

竹本力後援会	武良千代司後援会	金谷豊後援会	瀧山幸栄後援会	富山雄治後援会	竹内鶴雄後援会	自由民主党鳥取部	県総合教育研支	自由民主党鳥取	県青政会支部	民主党政会	合会	政治団体の名称	代表者の氏名
三橋英雄	阿部隆	金谷栄一	湯川良一	富山義真	高木靜雄	中村栄一郎	松本功	森岡正太郎	平家裕一	鳥取市湖山町北二	丁目二四七	会計責任者	者氏名
山根正輝	阿部勝美	青木健一郎	澤田俊夫	来田茂	竹内利雄	小山英明	足立啓一	平家裕一	平家裕一	鳥取市湖山町北二	丁目二四七	主たる事務所の所在地	年月日
○鳥取市伏野一一〇 平成十年九月十日	四境港市高松町一一〇 平成十年四日	日野郡日野町根雨 三〇三一一	岩美郡岩美町大字 小田一六八一二 平成十年七月二十一日	八頭郡郡家町大字 郡家三五一一一 平成十年七月十六日	八頭郡郡家町大字 西御門三二三 平成十年七月十三日	鳥取市戎町四二〇 平成十年十二月二日	米子市旗ヶ崎七丁 平成十年十一月三十日	米子市旗ヶ崎七丁 平成十年十一月三十日	平家裕一	鳥取市湖山町北二	丁目二四七	届出年月日	主たる事務所の所在地
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	政党の支部	備考

<p style="text-align: center;">鳥取県選挙管理委員会告示第七十七号</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、 政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、 その要旨を次のとおり公表する。</p> <p style="text-align: center;">平成十年十一月二十二日</p> <p style="text-align: center;">鳥取県選挙管理委員会委員長 野口欣悦</p>	新朝会	遠藤茂頭後援会	潮陽三	小林金市	西伯郡会見町天万
	鳥取県石川晋葉 剤師後援会	西川陽三	辻谷賢三	坂本節夫	米子市明治町二三
	松永忠君後援会	廣田幸一	藤本晴則	坂本節夫	米子市明治町二三
	松永忠君後援会	生本清	西川陽三	辻谷賢三	潮陽三
	松永枝里子	奥山善雄	藤本晴則	坂本節夫	小林金市
	佐陀一二〇 西伯郡淀江町大字	鳥取市富安一丁目 一一四	鳥取市吉方温泉三 丁目七五一	米子市明治町二三	西伯郡会見町天万
	佐陀一二〇 西伯郡淀江町大字	鳥取市富安一丁目 一一四	鳥取市吉方温泉三 丁目七五一	米子市明治町二三	西伯郡会見町天万
	日十二月十 平成十年	日十二月九 平成十年	日十一月十 平成十年	日十一月二 平成十年	平成十年十月二十日
	〃	〃	〃	〃	二日
	〃	〃	〃	〃	〃

◎政党の支部		政治活動費		組織活動費		政治活動費	
期間	平成10年1月1日～同年10月31日	組織活動費	10,000円	寄附・交付金	472,462円	組織活動費	820円
政治団体の名称	自由民主党鳥取県	合 計	10,000円	小 計	930,182円	寄附・交付金	151,081円
青政会支部	(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 (平成10年10月31日解散))	合 計	0円)	合 計	1,000,226円	小 計	151,901円
収入・支出の総額		期間 平成10年5月1日～同年10月31日		(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 付金に係る支出 472,462円)		(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)	
1 収入総額	0円	政治団体の名称 民主党鳥取県連合会	報告年月日 平成10年11月2日	1 収入・支出の総額	0円	政治団体の名称 遠藤茂顕後援会	報告年月日 平成10年7月28日～同年9月30日
2 支出総額	0円	(平成10年10月31日解散)	報告年月日 平成10年11月9日	1 収入・支出の総額	0円	政治団体の名称 鳥取県石川晋藻剤師後援会	報告年月日 平成10年10月22日
期間 平成10年1月1日～同年12月1日	政治団体の名称 自由民主党鳥取県	総合教育研支部	報告年月日 平成10年11月11日	1 収入・支出の総額	0円	収入・支出の総額	(平成10年9月30日解散)
報告年月日 平成10年12月2日	(平成10年12月1日解散)	1 収入・支出の総額	1,000,226円	1 収入・支出の総額	151,901円	1 収入・支出の総額	0円
1 収入・支出の総額	10,000円	ア 前年繰越額	0円	ア 前年繰越額	62,040円	2 支出総額	0円
(1) 収入総額	10,000円	イ 本年収入額	1,000,226円	イ 本年収入額	89,861円	期間 平成10年1月1日～同年7月18日	政治団体の名称 金谷豊後援会
ア 前年繰越額	0円	(1) 収入の内訳	1,000,226円	(2) 支出総額	151,901円	報告年月日 平成10年7月23日	(平成10年7月18日解散)
イ 本年収入額	10,000円	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	民主党本部	2 収入・支出の内訳	1 収入の内訳	1 収入・支出の総額	0円
(2) 支出総額	10,000円	金に係る収入	1,000,000円	(1) 収入の内訳	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	1 収入総額	0円
2 収入・支出の内訳	その他の収入	民主党本部	1,000,000円	(2) 支出の内訳	石川晋藻剤師後援会	2 支出総額	0円
(1) 収入の内訳	その他の収入	10万円未満の収入	226円	その他の収入	10万円未満の収入	期間 平成10年1月1日～同年11月2日	政治団体の名称 新朝会
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	自由民主党鳥取県支部連合会	合 計	1,000,226円	合 計	89,800円	報告年月日 平成10年11月2日	
自由民主党鳥取県支部連合会	(2) 支出の内訳	経常経費	10,000円	合 計	61円	期間 平成10年1月1日～同年11月2日	
合 計	備品・消耗品費	70,044円		(2) 支出の内訳	89,861円	政治団体の名称 新朝会	
(2) 支出の内訳	政治活動費			報告年月日 平成10年11月2日			

平成10年12月22日

平成10年12月22日 火曜日

17

(平成10年11月2日解散)		(2) 本年収入額 0円	期間 平成10年5月28日～同年11月19日	期間 平成10年1月1日～同年8月8日
1 収入・支出の総額	2 支出総額 0円	政治団体の名称 松永忠君後援会	政治団体の名称 武良千代司後援会	
(1) 収入総額 ア 前年繰越額 イ 本年収入額 (2) 支出総額	724,267円 723,610円 657円	期間 平成10年1月1日～同年7月12日	報告年月日 平成10年12月9日	報告年月日 平成10年8月24日
2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 その他の収入 10万円未満の収入	715,093円	報告年月日 平成10年7月13日	(平成10年11月19日解散)	(平成10年8月8日解散)
合 計	657円	収入・支出の総額 (平成10年7月12日解散)	1 収入・支出の総額 ア 前年繰越額 イ 本年収入額 (2) 支出総額	1 収入・支出の総額 ア 前年繰越額 イ 本年収入額 (2) 支出総額
(2) 支出の内訳 経常経費 事務所費 政治活動費 組織活動費 合 計	371,481円	期間 平成10年1月1日～同年9月9日	寄附 (政党歴名寄附を除く) (内訳別掲) 政治団体の名称 竹本力後援会 報告年月日 平成10年9月10日	個人の負担する党費又は会費 (27人) 54,000円
(平成10年9月9日解散)	343,612円	収入・支出の総額 合 計	政治団体からの寄附 1,660,000円	合 計 54,000円
(うち本部又は支部に対し供与した交 付金に係る支出 0円)	715,093円	1 収入総額 2 支出総額	[寄附の内訳] 0円	(2) 支出の内訳 政治活動費 機関紙誌の発行 その他の事業費 宣伝事業費 57,750円
期間 平成10年1月1日～同年7月16日	社会民主党鳥取県連合会1,660,000円 鳥取市	合 計 0円	合 計 57,750円	(うち本部又は支部に対し供与した交 付金に係る支出 0円)
期間 平成10年1月1日～同年4月30日	政治団体の名称 富山雄治後援会	政治活動費 備品・消耗品費 315,000円	合 計 1,659,000円	期間 平成9年1月1日～同年12月31日
政治団体の名称 瀧山幸栄後援会 報告年月日 平成10年7月21日 (平成10年4月30日解散)	報告年月日 平成10年7月16日 (平成10年7月16日解散)	政治活動費 備品・消耗品費 315,000円	(うち本部又は支部に対し供与した交 付金に係る支出 0円)	政治団体の名称 金谷豊後援会 報告年月日 平成10年7月23日 (平成10年7月18日解散)
収入・支出の総額 1 収入総額 (1) 前年繰越額	46,430円	合 計 0円	0円	

収入・支出の総額		政治団体の名称 松永忠君後援会																														
1 収入総額	0円	報告年月日 平成10年12月10日	(1) 前年繰越額 221,950円																													
2 支出総額	0円	報告年月日 (平成9年12月31日解散)	(2) 本年収入額 0円																													
政治団体の名称 瀧山幸栄後援会		収入・支出の総額																														
報告年月日 平成10年7月21日	(平成10年4月30日解散)	1 収入・支出の総額	221,950円																													
(1) 収入総額		(1) 収入総額	221,950円																													
ア 前年繰越額		ア 前年繰越額	221,950円																													
イ 本年収入額		イ 本年収入額	0円																													
(2) 支出総額		(2) 支出総額	221,950円																													
1 収入総額		2 支出の内訳	6,430円																													
(1) 前年繰越額		経常経費	0円																													
(2) 本年収入額		人件費	221,950円																													
2 支出総額		合 計	221,950円																													
政治団体の名称 竹内鶴雄後援会		(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出																														
報告年月日 平成10年7月13日		0円)																														
(平成10年7月12日解散)		期間 平成8年1月1日～同年12月31日																														
収入・支出の総額		政治団体の名称 松永忠君後援会																														
1 収入総額	0円	報告年月日 平成10年12月10日	政治資金規正法(昭和11年法律第百九十四号)第十九条第1項の規定に基づいて、																													
2 支出総額	0円	(平成9年12月31日解散)	次のとおり資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の1第1項の規定による表示を。																													
政治団体の名称 富山雄治後援会		平成十年十一月十一日																														
報告年月日 平成10年12月22日		農林省選舉管理委員会秘書長 野 口 欣 悅																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資金管理団体の届出をした者の氏名</th> <th colspan="3">資金管理団体</th> <th rowspan="2">届出年月日</th> </tr> <tr> <th>公職の種類</th> <th>名 称</th> <th>主たる事務所の所在地</th> <th>代表者の氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鎌江聖女</td> <td>米子市議会</td> <td>鎌江聖女21 住環境研究会</td> <td>米子市上福原1 丁目111-14</td> <td>鎌江聖女</td> </tr> <tr> <td>細川良教</td> <td>議員</td> <td>むらかわ りょうじ 後援会</td> <td>米子市錦町111-1 田五11</td> <td>細川良教</td> </tr> <tr> <td>銀杏泰利</td> <td>鳥取市議会</td> <td>やなぎなん泰利 後援会</td> <td>鳥取市桂木1-8 一一八</td> <td>銀杏泰利</td> </tr> <tr> <td>稻田寿久</td> <td>鳥取県議会</td> <td>稻田寿久 議員</td> <td>米子市立町111-1 田115</td> <td>稻田寿久</td> </tr> </tbody> </table>				資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体			届出年月日	公職の種類	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	鎌江聖女	米子市議会	鎌江聖女21 住環境研究会	米子市上福原1 丁目111-14	鎌江聖女	細川良教	議員	むらかわ りょうじ 後援会	米子市錦町111-1 田五11	細川良教	銀杏泰利	鳥取市議会	やなぎなん泰利 後援会	鳥取市桂木1-8 一一八	銀杏泰利	稻田寿久	鳥取県議会	稻田寿久 議員	米子市立町111-1 田115	稻田寿久
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体				届出年月日																											
	公職の種類	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名																												
鎌江聖女	米子市議会	鎌江聖女21 住環境研究会	米子市上福原1 丁目111-14	鎌江聖女																												
細川良教	議員	むらかわ りょうじ 後援会	米子市錦町111-1 田五11	細川良教																												
銀杏泰利	鳥取市議会	やなぎなん泰利 後援会	鳥取市桂木1-8 一一八	銀杏泰利																												
稻田寿久	鳥取県議会	稻田寿久 議員	米子市立町111-1 田115	稻田寿久																												
収入・支出の総額		期間 平成7年1月1日～同年12月31日																														
1 収入総額	0円	政治団体の名称 松永忠君後援会																														
2 支出総額	0円																															

資金管理団体の名称	
会員名	異動事項
野田修後援会	新
漆原康夫	旧
定久幸和	届出年月日 平成十年十二月九日

鳥取県選舉管理委員会告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十九条第三項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十年十二月二十一日

鳥取県選舉管理委員会委員長 野 口 欣 悅

野坂康夫	米子市長	野坂政策研究会	丁目一〇一	野坂康夫	平成十年十月一日
林道夫	米子市議会議員	林道夫後援会	○一三	米子市奥谷九九	平成十年十月六日
岡野正裕	鳥取市議会議員	岡野正裕市政刷新の会	六	鳥取市職人町二	平成十年十月十四日
中田利幸	米子市議会議員	中田利幸政策研究会	四	米子市勝田町八	平成十年十月二十二日
中村昌哲	〃	中村昌哲後援会	九一三	米子市八幡二八	平成十年十一月五日
平田 賢	〃	平田賢後援会	丁目三一五一	米子市上福原三	平成十年十一月五日

鳥取県公安委員会規則第五号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表鳥取県鳥取警察署の鳥取市賀露町警察官駐在所の項位置の欄中「鳥取市賀露町」を「鳥取市賀露町北二丁目」に改め、同項所管区等の欄中「賀露町」の下に「賀露町西一丁目、賀露町西二丁目、賀露町西三丁目、賀露町西四丁目、賀露町南一丁目、賀露町南二丁目、賀露町南三丁目、賀露町南四丁目、賀露町南五丁目、賀露町南六丁目、賀露町北二丁目、賀露町北三丁目、賀露町北四丁目」を加える。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

公 安 委 員 会 規 則

鳥取県公印 曜日 年月日

調達公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成10年12月22日

鳥取県知事 西尾邑次

1 工事の概要

- (1) 工事名 東郷ダム建設工事
- (2) 工事場所 東伯郡東伯町大字別所地内
- (3) 工事内容 ダム型式 重力式コンクリートダム
工 法 拡張レーア工法

堤 高 39.5m

堤 頂 長 227.0m

堤 体 積 97,444m³

(4) 工期

契約日の翌日から平成15年3月20日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

(1)から(4)までに掲げる事項をすべて満たすこと。

- ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工とする。
- イ 共同企業体の構成員は、4名とする。
- ウ 各構成員の出資比率は、13%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。

- エ 共同企業体の構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。

できない。

(2) 共同企業体の構成員の資格

ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項の規定する特定建設業（土木一式工事業）の許可を受けていること。

ウ 平成10年7月鳥取県告示第510号（建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく一般土木工事に係る一般競争入札参加資格を有し、又は平成11年2月9日（火）までに有する見込みであること。

エ 平成10年12月22日（火）から平成11年2月9日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当しない者であること。

オ 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資格若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成8年10月1日から平成9年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。）の結果における土木一式工事の総合評点が1,500点以上であること。

イ 昭和58年度以降に、工事が完成し引き渡しが完了している堤高30m以上の重力式コンクリートダム工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績（共同企業体に係る実績にあっては代表者として実施したものに限る。）又は堤高50m以上の重力式コンクリートダムを共同企業体の構成員として施工した実績（均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。）があること。

ウ 次に掲げる基準を満たす監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

(ア) 土木一式工事について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証を有する者であること。

(イ) 財団法人日本ダム協会によって認定されたダム工事総括管理技術者の資格を有

平成10年12月22日 火曜日

鳥取県公取部

する者又は昭和58年度以降に同種工事を施工した経験を有する者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果における土木一式工事の総合評点が1,000点以上であること。

イ 堤高15m以上の重力式コンクリートダム又は河川の大型コンクリート構造物（砂防ダム、堰、水門等）を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員にあっては均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。）があること。

ウ 土木一式工事について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証を有する者を本件工事に専任で配置できること。

3 資格に関する問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部管理課建設業係 電話 0857-26-7347

4 入札説明書等

この公告に記載されていない事項については、入札説明書によるものとし、次により希望者に配布するものとする。

(1) 交付期間及び時間

平成10年12月22日（火）から平成11年1月11日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成10年12月29日から同月31日までを除く。）の午前9時から午後5時まで。

(2) 交付場所

倉吉市東巣城町2

鳥取県倉吉土木事務所総務課庶務係 電話 0858-23-3212

(3) 設計図書の入手方法

(2)に問い合わせること。

5 資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次により共同企業体の構成員ごとの競争入札参加資格確認申請書その他の書類（以下「申請書等」という。）を持参し、2の資格に適合

することの確認を受けなければならない。また、申請書等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間及び時間

4の（1）と同じ。

(2) 提出場所

3に同じ。

6 入札手続等

(1) 入札書の提出方法
持参又は郵送（書留郵便（親展扱とすること。）に限る。）とする。

(2) 入札執行の日時

平成11年2月9日（火）午後1時30分（ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成11年2月8日（月）午後5時までとする。）

(3) 入札執行の場合

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂（本庁舎1階）

(4) 郵送による入札書の提出先

3に同じ。

(5) 入札保証金

免除

(6) 入札の無効

2の資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の入札並びに鳥取県建設工事執行規則（昭和48年11月鳥取県規則66号）、この公告及び入札説明書に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

鳥取県建設工事執行規則第14条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な

平成10年12月22日 火曜日

鳥取県公取報

取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札をした他の者のうち最低の価格をもつて入札をした者を落札者とすることがある。

(8) 入札に当たつての留意事項

ア 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 代理人により入札をしようとするときは、必ず委任状を提出すること。

ウ 開札前に天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認めたときは、入札の執行を中止することがある。

エ その他鳥取県建設工事執行規則、鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号）及び入札説明書に定めるところによる。

7 入札後の留意事項

(1) 入札終了後、落札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業所又は免税事業者の別を明記した届出書を提出しなければならない。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約保証金

落札者は、契約の締結と同時に請負代金額の10分の1の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付きなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

エ 公共工事履行保証証券による保証

オ 履行保証保険契約の締結

(4) 鳥取県建設工事執行規則第60条第1項に規定する前金払及び同規則第65条第1項に規定する部分払については、入札説明書のとおりとする。

8 契約担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部砂防利水課管理係 電話 0857-26-7383

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

3に同じ。

(3) 提出された資料は、返却しない。また、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(4) 資料作成及び工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定は無い。

10 Summary

(1) Subject matter of the contract : Construction work of the Togo Dam

(2) The closing date and time for the submission of application and attached documents for the qualification confirmation : 5:00 PM 11, January, 1999

(3) The date and time for the submission of tenders : 1:30 PM 9, Februaly, 1999 (Tenders submitted by mail must be received by 5:00 PM 8, Februaly, 1999)

(4) A contact point where tender documents are available : Administration Division, Department of Public Works, Tottori Prefectural Government 1-220 Higasi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan, TEL 0857-26-7347